

役場2階 窓口12番
☎ 47-2115

全国消費実態調査を実施

9月から11月にかけて

「全国消費実態調査」が全

国一斉に実施されます。

調査は、抽出された世帯（本

町は28世帯）にご協力をい

ただき、所得・消費・資産

の三つの側面から総合的に

把握する統計調査で、昭和

35年から5年ごとに行わ

れ、今回が11回目です。

該当世帯には、8月下旬

から調査員が協力依頼と調

査票記入のお願いにうかが

います。長期にわたる調査

ですので、対象となつた世

帶の方には、ご理解とご協

力をお願いします。

○問合せ 企画財政課

情報案内

役場開庁時間 8:30～17:30
(土・日・祝日除く)

役場1階 窓口1番
☎ 47-2193

固定資産税・国保税の
納期限は8月31日

固定資産税第2期分と國
保税第3期分の納期限は、
8月31日(月)です。納期内に

忘れずに納めましょう。

納期限を過ぎた町税で、
納め忘れの方は至急納入し

てください。

墓参の供物などは
持ち帰りましょう

お墓参りの供物やごみな
どは、必ず持ち帰りましょ
う。

特に供物は、カラスやキ
ツネが散らかしますので、
必ず持ち帰つてください。

また、家庭で使つた「盆
ちようちん」、「お靈供膳」
などの仏具を墓地に捨てる
ことは不法投棄になります。

また、家庭で使つた「盆
ちようちん」、「お靈供膳」
などの仏具を墓地に捨てる
ことは不法投棄になります。

①「分別収集のてびき」
を見て分別する。不明な
点は、役場にお問い合わせ
ください。

②処理業者(お焚き上
げ)に処分(有料)を依頼
する。

■仏具類の処分方法

20歳未満の精神または身
体に障がいのある児童を養
育している方に支給されま
す。

該当する日から5年経過す
ると、認定請求ができなく
なります。

○支給月 毎年4、8、12月

父親か母親の死亡により
公的年金を受ける場合は、
手当は支給されません。

また、手当の支給要件に
該当する日から5年経過す
ると、認定請求ができなく
なります。

○支給額 (2級)一人につき月額3
万3,800円

重度障がいのある児童
(1級)一人につき月額5
万750円

※前年の所得が一定の額を
超えた場合は、支給が停
止されることもあります。

○支給月 每年4、8、11月

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

児童扶養手当など
届け出は8月31日まで

くらしの
くらしの
くらしの
くらしの

インフォメーション

児童扶養手当と
特別児童扶養手当制度

18歳未満の児童を養育し
ている母子家庭や、父親が
障がいの状態にある家庭な
どに支給されます。

○支給額

児童一人の場合
月額4万1,720円

児童二人の場合
月額4万6,720円

児童三人以上からは月額4
万6,720円に一人につ
き3,000円が加算され
ます。

※前年の所得がある場合、
所得に応じ減額されます。
(所得とは働いて得た収
入のほか、父親からの養
育費なども含まれます)

○支給月 每年4、8、12月

父親か母親の死亡により
公的年金を受ける場合は、
手当は支給されません。

また、手当の支給要件に
該当する日から5年経過す
ると、認定請求ができなく
なります。

○支給額 中度障がいのある児童
(2級)一人につき月額3
万3,800円

重度障がいのある児童
(1級)一人につき月額5
万750円

※前年の所得が一定の額を
超えた場合は、支給が停
止されることもあります。

○支給月 每年4、8、11月

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

児童扶養手当など
届け出は8月31日まで

建 設 課

役場1階 窓口4番
☎ 47-2118

安全で快適な道路環境を
保つため、国土交通省では、
8月10日を「道の日」と定
め、8月を「道路ふれあい
月間」としています。
建設工事や農作業などの
車両の出入りに伴い、敷地
出入り口付近の道路に汚れ
が目に付くところが見受け
られます。

8・9月は
北方領土返還
強調月間です



土 地 改 良 区

役場2階 窓口13番
☎ 47-3165

夏休みに入り、子どもた
ちの河川や用水路での水遊び
事故が各地で起きています。
他の行為については届け
出が必要です。無届けの場
合は法律で罰せられること
がありますので、事前にご
相談ください。

8月は道路ふれあい月間
道路の清掃にご協力を

安全で快適な道路環境を
保つため、国土交通省では、
8月10日を「道の日」と定
め、8月を「道路ふれあい
月間」としています。
建設工事や農作業などの
車両の出入りに伴い、敷地
出入り口付近の道路に汚れ
が目に付くところが見受け
られます。

道路の管理上、または交
通安全の面からも、道路を
汚したときは、当事者が責
められ、損害賠償請求がな
れます。

火事と救急は「119番」に

災害案内は☎ 25-5411

北見地区消防組合消防署訓子府支署

火災発生時に吹鳴する、町内4か所(消防支
署・東町・若富町・日出町)のサイレンは、
現在、町内会・実践会いずれでの火災発生
時も同じ間隔でサイレンが吹鳴されてい
ます。

パークゴルフと温泉と一緒に楽しんで
セット券を販売

利用者の要望に応え、温泉保養センター入浴
券とパークゴルフ場1日券のセット券を8月1日
から販売します。
○料 金 500円(内訳 パークゴルフ1日券は
通常300円を210円、温泉入浴券は1回390

円を290円)

- 販売期間 8月1日～10月31日
(温泉保養センター休館日は販売しません)
- 販売場所 パークゴルフ場の券売機
- ※セット券の有効期限は、購入当日限りです
- 問合せ 農林商工課
(☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)
スポーツセンター (☎ 47-2195)

1日以降も交付を希望され
る方は、7月1日から9月
30日の間に更新手続きをす
ることが必要です。

更新手続きをしない場合
は、10月1日から今お持
ちの医療受給者証は医療機関
で使用できませんので、必
ず保健所で更新手続きを済
ませてください。

郵送での手続きも受け付
けていますので、一度、保
健所に電話で必要書類を確
認してから送付するようす
ります。

町では、法律で決められ
た予防接種を、体調の良い
ときに医療機関で医師と相
談しながら受けられるよ
う、個別接種と集団接種(ボ
リオ)で実施しています。

個別接種は、三種混合(二
種混合)・麻疹・および風し
ん混合・BCGです。

対象となるお子さんには
診票が手元にない場合は、
問診票を発行しますので、問
診票が手元にない場合は、
福社保健康増進係までお
問い合わせください。

お問い合わせください。

○「ウイルス性肝炎進行防
止医療受給者証」(緑色
(白色、ピンク色))をお
持ちの方は、平成21年9月
30日まで 10月1日以
降は新規申請の扱いとな
ります。

○「特定疾患医療受給者証」
(白色、ピンク色)をお
持ちの方は、平成21年9月
30日まで 10月1日以
降は有効期間の始期は受
理した月の初日からとな
ります。

更新手続きをされた場合
は、有効期間の始期は受
理した月の初日からとな
ります。

月28日まで(10月以降に
更新手続きをされた場合
は、有効期間の始期は受
理した月の初日からとな
ります)

○問合せ 北見保健所健康
推進課保健予防係 (北見
市青葉町6-6 24-14199)
FAX 24-14199

任を持つきれいに清掃を
お願いします。

道路敷地内での工事、そ
けられなくなりますので、
ご注意ください。

○届出期間 8月10日(月)
31日(月)(期限は必ず守る
ようお願いします)

特定疾患などの
医療受給者証更新申請を
お問い合わせください。

特定疾患およびウイルス
性肝炎進行防止対策・橋本
病患者対策医療受給者証の
有効期限が平成21年9月30
日となっている方で、10月30
日となっている方で、10月1日
月28日まで(10月以降に
更新手続きをされた場合
は、有効期間の始期は受
理した月の初日からとな
ります)

更新手続きをされた場合
は、有効期間の始期は受
理した月の初日からとな
ります。

月28日まで(10月以降に
更新手続きをされた場合
は、有効期間の始期は受
理した月の初日からとな
ります)

○届出場所 福祉保健課社会福祉係
○持参するもの 児童扶養
手当証書・印鑑など
※対象者には、届け出に必
要な書類などを含め福祉
保健課から文書でお知ら
せします。

河川・用水路での
水遊びは危険

夏休みに入り、子どもた
ちの河川や用水路などでの
事故が各地で起きています。
他の行為については届け
出が必要です。無届けの場
合は法律で罰せられること
がありますので、事前にご
相談ください。

8月は道路ふれあい月間
道路の清掃にご協力を

安全で快適な道路環境を
保つため、国土交通省では、
8月10日を「道の日」と定
め、8月を「道路ふれあい
月間」としています。
建設工事や農作業などの
車両の出入りに伴い、敷地
出入り口付近の道路に汚れ
が目に付くところが見受け
られます。

道路の管理上、または交
通安全の面からも、道路を
汚したときは、当事者が責
められ、損害賠償請求がな
れます。

道路の管理上、または交
通安全の面からも、道路を
汚したときは、当事者が責
められ、損害賠償請求がな
れます。